

第1条〔クラブの名称〕

本スクールは「ほのかスポーツクラブ・ベビースイミングスクール（以下「スクール」という）と称します。

第2条〔スクールの所在地〕

本クラブの所在地は、札幌市手稲区富丘3条2丁目10とします。

第3条〔スクールを経営・運営〕

本クラブの経営・運営管理はオーブ株式会社が行います。

第4条〔目的〕

本スクールは、水泳を通して健全な心身の育成を図ります。活発で丈夫な身体の育成、安全に楽しめる水泳技術の習得を目指します。又、挨拶、着替え、身の回りの整理整頓など良い生活習慣を守ることによってマナーやモラルを育てていきます。

第5条〔会員の定義〕

本規約で定めた入会資格を有し、所定の入会申込をした方のうち、本スクールが入会を認め、所定の手続きを経て会員資格を取得した方を会員（以下「スクール会員」という）といたします。

第6条〔入会契約の締結〕

- (1) 本スクールに入会しようとする方は、本規約及び細則、利用規則等を承認し、本スクールと入会契約を締結しなければなりません。
- (2) 本スクールは(1)に際して、本規約及び細則、利用規則等の契約書面を交付するものとします。

第7条〔入会資格〕

会員は、第4条の目的に賛同する方で、次の各項の全てに該当する方とします。

- (1) 会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- (2) 会員制度の主旨に賛同し、規約を遵守できる方。
- (3) 事務局・インストラクターの指示に従い会員相互の調和が図れる方。
- (4) 健康状態に問題のない方。
- (5) 0歳6ヶ月～3歳5ヶ月まで。

第8条〔未成年者の取扱い〕

第7条第5項で認める未成年者が会員になろうとする時は、その親権者は自らが会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第9条〔スクール会員の種類〕

本クラブのスクール会員の種類と要件は次のとおりとします。

- (1) 火曜日コース スクール会員 個人を対象とし記名式とします。
- (2) 土曜日コース スクール会員 個人を対象とし記名式とします。
- (3) ダブルコース スクール会員 個人を対象とし記名式とします。

第10条〔会員資格の期間〕

会員資格の有効期間は、全会員種類とも退会時まで有効とします。

第11条〔入会の手続き〕

入会を希望される方の手続きは次のとおりとします。

- (1) 所定の入会申込書にご記入ご捺印の上、スクール宛にご提出下さい。
- (2) スクールは入会資格審査を行い、適当と認めた方の入会を承認します。
- (3) スクールはその自由な裁量により入会を承認し、または承認しないことができ、承認しない場合にその理由を示す必要はないものとします。

第12条〔入会金〕

入会金は如何なる場合も返還致しません。但し、入会申込に際し行う会員資格審査のうえお断りした場合または、本クラブの責めに負うべき事由があった場合は返金致します。

第13条〔除名〕

スクールは、スクール会員が次の各項の一つに該当した場合、スクール会員資格の一時停止、または除名をすることができます。

- (1) 月会費、利用料等の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合。（尚、この除名の場合の滞納金は、全額施設利用の有無にかかわらず徴収致します）
- (2) スクールの施設等を故意にき損（効用を害することを含む）した場合。
- (3) スクールの運営を故意に妨害した場合。
- (4) 本規約その他スクールの定める規則に違反した場合。
- (5) スクールの名誉もしくは信用を傷つけ、または秩序を乱した場合。
- (6) 入会申込書の記載に偽りがあった場合。
- (7) 第7条に定める会員としての資格条件に欠けていることが、明らかとなった場合。

第14条〔退会〕

スクール会員は本人の都合により所定の手続きを経て退会することができます。

第15条〔休会〕

本クラブの会員が1ヶ月以上の期間に亘り本クラブを利用できない事由が生じた場合には、所定の休会届けを提出し、本クラブの承認を得て休会することができます。

- (1) 会員は休会期間中であっても本クラブが定めた休会費を納入するものとします。

第16条〔復会〕

休会中の本クラブ会員は、復会しようとする時、所定の復会届けを提出することにより、随時復会することができます。復会日の該当月より会費は所定の金額とします。

第17条〔会員資格の喪失〕

会員は死亡、除名、退会の場合その資格を喪失します。

第18条〔スクール会員資格の譲渡禁止〕

スクール会員資格は如何なる場合にも譲渡することはできません。

第19条〔名義変更〕

スクール会員は、如何なる場合にも名義変更することはできません。

第20条〔スクール会員証〕

- (1) スクールは、スクール会員に会員証アプリを交付致します。カードでの会員証を希望の場合は1,100円（税込）を頂きます。
- (2) 会員証は、記名された方以外は使用することができません。
- (3) スクール会員は、クラブを利用するとき、会員証を提示しなければなりません。
- (4) 会員証は、譲渡・質入等をすることができません。
- (5) 会員証カードを紛失した場合は、再発行手数料会員1,100円（税込）を頂きます。
- (6) スクール会員は、クラブを退会するときは、会員証を速やかに返還するものとします。

第21条〔月会費等〕

スクール会員は、利用の有無にかかわらず、別途細則に定める月会費を退会までスクールに納入しなければならないこととします。

第22条〔施設の利用範囲と利用方法〕

- (1) 会員は、本会則及び別に定める細則等に従い施設を利用することができます。但し、本クラブがスクールレッスン、特別行事、或いは施設の改装、整備等を行う場合、施設の全部又は一部について、廃止又は員の利用を制限することがあります。
- (2) 会員は、利用に際しては必ず会員証を携帯し入場の際、フロントにて係員に提示しなければなりません。
- (3) 本クラブ内では、スタッフの指示に従うものとします。

第23条〔利用制限〕

次の各項に該当する方の施設利用はこれを禁止します。

- (1) 刺青、タトゥー（タトゥーシールを含む）のある方。
- (2) 伝染病等、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
- (3) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
- (4) その他、医師により運動を禁じられている方。

第24条〔事故責任〕

- (1) スクール会員は、自己の責任と危険負担においてスクールの施設を利用して頂きます。
- (2) スクールは、会員およびビジターの施設利用に際し生じた傷害、盗難等の人的・物的事故については一切責任を負いません。但し、スクールに故意、または重大な過失があった場合はこの限りではありません。
- (3) スクール会員は、スクールの利用に際し、自己の責に帰すべき事由により、スクールまたは第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとします。

第25条〔施設の廃止および利用制限〕

スクールは、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由が発生した場合、スクールの施設の一部または全部を廃止するか、又はその利用を制限する場合があります。この会員は補償、その他何等の請求、異議申立てをすることができません。

第26条〔休館〕

- (1) 本クラブの休館日については、メンテナンス等によりお休みを頂く場合がございます。休館日の具体的な月日については、その都度クラブが決定の上、会員に連絡するものとします。
- (2) 天災地変ならびに、動力源の途絶、その他の理由により、事実上施設利用が不可能になるか、またその危険が予想される場合は臨時休館することがあります。この場合、本クラブは免責されるものとします。

第 27 条〔細則等〕

本規約に定めのない事項、および業務遂行上必要な事項は別途細則等によりスクールが定めるものとします。

第 28 条〔規約等の改訂〕

本スクールは、必要と認めた場合、本規約および細則等を改訂することができます。尚、改定を実施した際は、施設内への掲示及びウェブサイトにて告知するとともに、変更内容が事情に照らして合理的であることを確認した上で改定するものとします。改定後は、全ての会員に適応されるものとします。

(2025年8月1日改正)

細 則

第 1 条〔入会金〕

会則第 12 条の入会金は別途料金表記載のとおりとします。

第 2 条〔会費〕

会則第 21 条の会費は、別途料金表記載のとおりとします。

第 3 条〔施設利用料〕

スクール会員は施設を利用する場合、1 名 1 回につき、料金表記載の料金をお支払い頂きます。

第 4 条〔施設利用日、時間帯〕

施設利用日は別紙スクールの案内のとおりとさせていただきます。

第 5 条〔スクールの営業時間〕

スクールの営業時間は別紙レッスンスケジュール表の通りとします。

第 6 条〔会費および施設利用料等の支払い〕

- (1) 会費は月払い、口座振替によるものとします。
- (2) 会費月払い金融機関引落は翌月分を前月 27 日に支払うものとします。
- (3) 1 ヶ月に 1 度もご利用がない場合も月会費は引落されます。
- (4) 施設利用料等は、その都度現金でお支払い頂きます。
- (5) 年一括でのお支払いはございません。

第 7 条〔変更事項〕

- (1) スクール会員は、住所、氏名、連絡先等入会申込書記載事項に変更があった場合は、すみやかにスクールへお届け下さい。
- (2) スクールからスクール会員への通知連絡はスクール会員からお届けのあった住所または連絡先宛に発送することにより、スクール会員に届いたものとしてお取り扱いさせていただきます。
- (3) 指定口座を変更される場合は、それを希望される振替日の前月の 10 日迄に預金口座振替依頼書をご提出下さい。
- (4) 月会費の異なる会員へ変更される場合、月会費の高い種別への変更についてはその差額を頂戴致します。尚、月会費の低い種別への変更は差額を返金致しません。但し、本クラブの責めに負うべき事由があった場合は返金致します。

第 8 条〔料金等の変更〕

本スクールは、入会金、月会費、施設利用料等を経済情勢の変動その他により変更することができます。

第 9 条〔休会費および休会手続き〕

- (1) 会則第 15 条の休会費は、休会手続きをした当該月より復会する迄の期間中、月 1,100 円（税込）を支払うものとします。
- (2) 休会される場合は、それを希望される月の前月 10 日迄に所定の休会届けにご記入の上スクールフロントへご提出下さい。

施 設 利 用 規 則

ほのかスポーツクラブ・ベブースイミングスクールのご利用に際しましては、皆様が快適にお過ごし頂けますよう次の事項の遵守をお願い申し上げます。又、品格あるスクールとして常に清潔で楽しい雰囲気を保ち続けられますよう皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

1. 本スクール内においては、次の事項は禁止されております。

- (1) 施設内喫煙スペース以外での喫煙。
- (2) 館内への食物、危険物及びペットの持込み。
- (3) 予約施設やその他共用施設以外の場所へ無断で入室する事。
- (4) 事前の承認なしに、政治活動、セールス行為、集会等を行う事。
- (5) 暴力行為、大声、悪ふざけ、又は他人に迷惑をかけたなり、他人を不愉快にする行為。
- (6) レッスン又は、利用施設に適合した運動着以外の服装やシューズでのご利用。又、下駄、雪駄類で入館する事。
- (7) 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等の行為並びにアンケート協力等の依頼行為。
- (8) 器具、備品等の無断移動、持込み、持出しをする事。

2. スクール施設ご利用に際しては、次の事項をお守り下さい。

- (1) スクール施設ご利用の前には準備体操、終了の際には整理体操を必ず行って下さい。
- (2) 各スクール施設ご利用の際には、施設毎に定められた注意事項をご確認の上、ご利用頂けますようお願い致します。
- (3) ロッカーキーは、必ずお客様ご自身で管理をお願い致します。ロッカーキー、カードキーを紛失破損された場合は速やかにフロントへお申し出下さい。その場合ロッカーキー、カードキー代として 3,300 円（税込）をお支払い頂きます。
- (4) レッスン利用時間につきましては厳守願います。
3. 駐車場や玄関前の駐車中の自動車・バイク・自転車等に関する事故・盗難については、責任を負いかねます。
4. 駐車場は、施設利用時のみ利用し、その他の目的での利用はお断り致します。また、営業時間終了後のご利用は安全管理上問題がありますので、お断り致します。
5. 盗難防止の上からも貴重品については、貴重品ロッカーにお預け下さい。盗難、紛失については、一切責任を負いません。
6. 送迎時、出入口前の一時駐車を禁止致します。

(2025年8月1日改正)